

# 大分県金融機関提案型資金特別融資要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、大分県地域産業振興資金特別融資要綱第 1 条の目的に資するため、金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用し、新たな事業展開や経営改善等に取り組む中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）に対して必要な資金を融資するとともに、経営支援等を行うことにより、その振興を図り、もって県経済の発展に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。
- (2) 組 合 大分県中小企業振興資金融資要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 保証付融資 大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付する融資
- (4) プロパー融資 保証協会の保証を付さない融資
- (5) 期間スプレッド 融資期間に応じて各金融機関において定めている基準金利等との金利差

## (融資・中小企業支援)

第 3 条 この要綱に基づく融資（以下「融資」という。）は、知事が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）から別表 1 の融資条件内の提案に基づき、知事が承認したものとする。

- 2 前項の提案は、知事が別に定める要領により行うものとする。
- 3 融資条件は、第 1 項の承認を受けた条件とする。
- 4 指定金融機関は、融資を実行した中小企業者等に対して、第 1 項の承認を受けた融資以外の取組を行わなければならない。

## (県資金の預託)

第 4 条 知事は、指定金融機関に、融資を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

- 2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

## (指定金融機関の協調融資)

第 5 条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

## (融資対象者)

第 6 条 融資対象者は、大分県内において事業を行う中小企業者等であって、第 3 条で承認された要件に該当するもので、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていること。

(2) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月、又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。

(3) 投機的事業、金融業等、保証協会の保証対象外となる事業を行っているものでないこと。

(4) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。

(融資の対象となる資金)

第7条 融資の対象となる資金は、前条に規定する者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金とする。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

第10条 プロパー融資については、指定金融機関が融資の決定を行うものとする。

2 保証付融資については、保証協会及び指定金融機関が、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

(融資事務の処理)

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第13条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資の目的に資する以外で、当該融資対象者の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第14条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。

(2) 資金の目的外使用があったとき。

(3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第2条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第15条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 改正後のこの要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

融資種類	資金 使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等	融資以外 の取組
プロパー 融資	設備・ 運 転 資 金	指定金融 機関所定	指定金融 機関所定	次の上限利率以内 で、指定金融機関 所定 <上限金利> ①融資期間が 10 年以内の融資 年 3.79% ②融資期間が 10 年 を超える融資 上記①に指定金 融機関の期間スプ レッドを加算した 利率		指定金融 機関所定	指定金融 機関が定 めるところ による	指定金融 機関が定 めるところ による
保証付 融資		保証協会 が定める ところ による	保証協会 が定める ところ による	次の上限利率以内 で、指定金融機関 所定 <上限金利> ①融資期間が 10 年以内の融資 年 2.1% ②融資期間が 10 年 を超える融資 上記①に指定金 融機関の期間スプ レッドを加算した 利率	保証協会 が中小企 業者ごと に定める 保証料率 とする	保証協会 が定める ところ による	指定金融 機関及び 保証協会 が定める ところ による	指定金融 機関が定 めるところ による